



パワー浜松ロータリークラブ週報 2013年12月10日号

パワー浜松ロータリークラブ(2013-14年度会長:松本好司)
〒430-7733 浜松市中区板屋町111-2 オークラアクトシティホテル浜松4307号室
Tel:053-452-0800 Email:info@power-hamamatsurc.jp http://www.power-hamamatsurc.jp
創立:2002年10月22日 認証伝達式:2003年4月29日 スポンサークラブ:浜松中RC

本年度テーマ:Rotary Mind、Rotary Wayを確認しよう ～心で感じて・考えて・活動しよう～

ENGAGE
ROTARY



CHANGE
LIVES

第514回例会12月10日(火)AM7:30~8:30オークラアクトシティホテル浜松4F平安の間

- 司会:木村満義、土屋公良 ■点鐘:鈴木一広副会長
- ロータリーソング:夢のみずうみ
- ゲスト:米山記念奨学生 蔡遣さん、
青少年交換留学生 マリーヌさん
- 議事:副幹事総務
卓話『パワー浜松ロータリークラブ定款、細則の見直し』



出席報告

本日出席率
59/79名
74.68%
前々回出席率
88.75%

会長挨拶

鈴木一広副会長

副会長で奉仕プロジェクトを担当させていただいております。ロータリーに入会して7年目ですがまだまだ勉強不足で先輩ロータリアンの方々の話を伺いながら勉強させていただいています。昨年と今年の職業奉仕セミナーに参加し勉強をさせていただきました。今年は会長と一緒に参加しテーブルディスカッション方式で各クラブの職業奉仕実例の報告を伺いました。職業奉仕事例集が事務局にありますので是非読んで下さい。

職業奉仕セミナーの牧田地区研修リーダーの話で、職業奉仕と社会奉仕について印象的だった話が、「タクシートの運転手がお客さんを目的地に誠心誠意連れて行く事、自分たちの職業を実践する事が職業奉仕であり、その運転手が足を痛め困っているご老人を善意により自宅等に連れて行く事が社会奉仕である。」と分かりやすく説明を頂きました。

又、別の集まりで隣の席に座った方が障害者を約75%雇用している会社社長で、企業の発展を考えた時にもう少し障害者が少ない方がいいとか、いない方がいいとか考えた事はないですか、と質問しました。始めはそう思いましたが、今は障害者から学ぶ事も多く企業の目的を考えた時に利益を上げる事が目的ではなく障害者雇用をすることが目的であり、企業の存在意義、目的そのものが障害者雇用して社会に奉仕する事だと申していました。この会社では少人数であれば会社見学もできるとの事でしたので、ご希望の方はぜひ声をかけてください。

幹事報告

諸星圭吾幹事

レターケースにてロータリーの友を配布致しました。
フィリピン台風被害の義援金について11/26中日新聞に松本会長、小林会長エレクトにて届けて寄付をさせていただきました。翌27日の中日新聞に写真付きで掲載されました。
RIより国内34地区の全てのクラブによる支援が決定致しました。ガバナー会議長の舟木いさ子様(東京白金RC)が現地に赴き現地ロータリークラブ責任者に直接渡すことになりましたので改めて寄付金をお願い致します。

昨日メールさせていただきました。来年6月1日~4日に開催されるシドニー国際大会第2620地区ナイトのご案内です。参加希望の方は事務局までご連絡お願い致します。

12/12(木)合唱練習です。19:30~研修センター3階です。お間違えの無いように!
次週例会は年次総会です。ご出席お願い致します。会場変更があり3階チェルシーの間に変更となりました。

委員会報告

ロータリー情報部会 森上達幸さん:ロータリーの友を会員の全員に読んで欲しいということで、ロータリーの友12月号の紹介。

直前会長 小澤邦比呂さん:直前会長による前期事業報告の締めのお話。

ハッピーバースデー

今回は7名の方々でした。

- 岩本英樹さん 11/10
- 金山土洲さん 11/20
- 長谷川博久さん 11/20
- 長谷川隆是さん 11/20
- 村木則予さん 11/21
- 安間孝明さん 12/4
- 富田清志さん 12/12



おめでとうございます。

スマイル報告

金山土洲さん

本日DMを配らせて頂きました。12月31日~1月4日まで、ここオークラ45階展望回廊にて個展を開きます。お正月の個展も8年目、私の個展も通算で108回となりました。おついでございましたらお立ち寄りください。

奥山恵理子さん

今週末、12月13日(金)19:00~、14日(土)13:30~、17:00~。クリエート浜松にて演劇「のれ!ストレッチャー」公演がございます。静岡県認知症ケア専門士が、高齢化社会となっても、世代を越えた「やさしい社会づくり」を目的として企画しました。多くのメンバーの皆様にも、ご支援頂きましたこと、感謝いたしております。まだ残席がございます。若者が作り、若者が演じる「世代を越えたやさしい社会」への夢の会にお出かけ下さいませ。本日チケットも持参しております。宜しくお願い致します。



議事:副幹事総務 卓話

「パワー浜松ロータリークラブ定款、細則の見直し」

今回の定款の改正については、2013年4月にアメリカ・シカゴで行われました国際ロータリー2013年規定審議会で審議され、定款の一部が下記の様に改正されました。

松島さん:

第4条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理想を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項は奨励することにある。

1. 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
2. 職業上の高い倫理観を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリー各自の職業を高潔なものにすること
3. ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において日々、奉仕の理念の実現すること。
4. 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

4. …国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび…

第6条 会合 第1節 例会

(c) 取消: 例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、…

第7条 会員身分 第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上または地域社会において良い世評を受けている者…

第2節 種類

本クラブの会員の種類は、正会員および名誉会員の2種類とする。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

(a) 会員候補者: 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。本節の下における移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受領することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきである。

(b) 現会員または元会員: 本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

第5節 衛星クラブの会員

衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が続けられるまで続く。

第6節 二重会員

同時に、本クラブと本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持する…

第7節 名誉会員

理念を推進する

(a) 名誉会員の資格条件: ロータリーのために、称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると見なされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。…

(b) 権利および特典: 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合へ出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく、他のクラブを訪問する権利は認められている。

第9節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類 第1節 一般規定

(a) 主な活動: 各会員は、その事業専門職務または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業団体の主要かつ一般世間が…

(b) 是正または修正: 理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員あるいはRI理事会によって定義されたロータリー一財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限に関わらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席 第1節 一般規定

各会員は、本クラブの例会あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60%出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

※上記は今回の改正の定款の一部を抜粋したものです。詳しくは、改正後の定款と細則を御覧ください。